

確認証明(ポリ衛協型)等申請料及び継続登録料規程

申請料及び継続登録料規程	確認証明(ポリ衛協型)等申請料及び継続登録料規程									
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程(以下「交付規程」という。)</u>第18条の規定に基づき、<u>申請料及び継続登録料の細部</u>についてこれを定める。</p> <p>(申請料)</p> <p>第2条 申請料の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新規申請料 交付規程第4条第1項の規定に基づき、新たに確認証明書を申請する場合の料金とする。</p> <p>(2) 再交付申請料 交付規程第4条第2項の規定に基づき、確認証明書の再交付を申請する場合の料金とする。</p> <p>(3) <u>更新申請料</u> <u>交付規程第7条第2項の規定に基づき、更新申請をする場合の料金とする。</u></p> <p>2 申請料金は、<u>次のとおりとし、確認証明書の交付後これを徴収する。</u></p> <table border="0"><tr><td>(1) 新規申請料</td><td>1件</td><td>3,000円に消費税を加えた額</td></tr><tr><td>(2) 再交付申請料</td><td></td><td>無料とする</td></tr><tr><td>(3) <u>更新申請料</u></td><td>1件</td><td>1,000円に消費税を加えた額</td></tr></table>	(1) 新規申請料	1件	3,000円に消費税を加えた額	(2) 再交付申請料		無料とする	(3) <u>更新申請料</u>	1件	1,000円に消費税を加えた額	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>確認証明書(ポリ衛協型)交付規程(以下、「交付規程」という)第17条の規定およびポリ衛協承継色材 PL 登録管理規程(以下、「管理規程」という)第18条の規定に基づき、申請料及び継続登録料についてこれを定める。</u></p> <p>(申請料)</p> <p>第2条 申請料の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 確認証明書新規申請料 交付規程第4条第1項の規定に基づき、新たに確認証明書を申請する場合の料金とする。</p> <p>(2) 確認証明書再交付申請料 交付規程第4条第2項の規定に基づき、確認証明書の再交付を申請する場合の料金とする。</p> <p>(3) 色材 PL 登録申請料 管理規程第9条の規定に基づき、新たに色材 PL の登録を申請する場合の料金とする。</p> <p>(4) 色材 PL 修正申請料 管理規程第9条の規定に基づき、色材 PL の登録内容の修正を申請する場合の料金とする。</p> <p>2 申請料金は<u>別表</u>のとおりとし、確認証明書の交付後または色材 PL の新規登録若しくは色材 PL 登録内容の修正後これを徴収する。</p>
(1) 新規申請料	1件	3,000円に消費税を加えた額								
(2) 再交付申請料		無料とする								
(3) <u>更新申請料</u>	1件	1,000円に消費税を加えた額								

確認証明(ポリ衛協型)等申請料及び継続登録料規程

<p>(継続登録料)</p> <p>第3条 継続登録料は、毎年4月1日現在において前日に引き続いて登録を継続する場合(交付規程第7条第2項に基づき更新する場合を含む。)に当該事業年度分の料金を徴収するものとする。</p> <p>2 継続登録料金は、<u>登録番号1件について2,000円に消費税を加えた額</u>とする。</p> <p>(申請料及び継続登録料の請求)</p> <p>第4条 申請料及び継続登録料の請求は、請求書の発行によりこれを行う。</p> <p>2 申請料の請求書は、確認証明書交付後速やかにこれを発行する。</p> <p>3 継続登録料の請求書は、毎年4月にこれを発行する。</p> <p>(申請料及び継続登録料の納付)</p> <p>第5条 本規程第2条及び第3条の規定に基づき、申請料又は継続登録料の納付義務を有する会員は、<u>協議会</u>が発行した請求書に基づき、速やかにこれを納付しなければならない。</p> <p>(改正)</p> <p>第6条 <u>本規程第2条第2項及び第3条第2項の改正は、総会の議を経てこれを行う。</u></p> <p>2 <u>前項以外の事項に関する改正は、理事会の議を経てこれを行う。</u></p>	<p>(継続登録料)</p> <p>第3条 確認証明書および色材 PL 登録の継続登録料は、毎年4月1日現在において前日に引き続いて登録を継続する場合に当該事業年度分の料金を徴収するものとする。</p> <p>2 継続登録料金は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>(申請料及び継続登録料の請求)</p> <p>第4条 申請料及び継続登録料の請求は、請求書の発行によりこれを行う。</p> <p>2 申請料の請求書は、確認証明書交付または<u>色材 PL 新規登録若しくは色材 PL 登録内容の修正</u>の後速やかにこれを発行する。</p> <p>3 継続登録料の請求書は、毎年4月にこれを発行する。</p> <p>(申請料及び継続登録料の納付)</p> <p>第5条 本規程第2条及び第3条の規定に基づき、申請料又は継続登録料の納付義務を有する会員は、<u>食品接触材料安全センター</u>が発行した請求書に基づき、速やかにこれを納付しなければならない。</p> <p>(改正)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、運営役員会の審議を経て経営会議が行うものとする。</p>
---	---

確認証明(ポリ衛協型)等申請料及び継続登録料規程

<p>附 則  <u>第 1 条 この規程は、総会の承認を得た日（平成 1 6 年 6 月 2 1 日）から適用する。ただし、本規程第 2 条第 2 項第 3 号に規定する更新申請料の適用は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>第 2 条 この規程改正は、平成 2 6 年 2 月 6 日付けをもって改正する。</u></p>	<p>附 則  <u>第 1 条最初の制定は、2021 年 2 月 17 日開催の経営会議で制定し、2021 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>第 2 条 2 0 2 0 年 6 月 1 日以降にポリオレフィン等衛生協議会が交付した確認証明書は本規定に基づく申請料、継続登録料の対象とする。</u></p> <p><u>第 3 条 2 0 2 0 年 5 月 3 1 日以前にポリオレフィン等衛生協議会が交付した確認証明書は、2 0 2 0 年 5 月 3 1 日を期限として使用できないとしているが、新書式の確認証明書への切替が終了せず、かつ事前に切替の意思がないとの申し出がない場合は毎年 4 月 1 日現在において継続登録料を徴収する。ただし、2 0 2 1 年度に関しては「毎年 4 月 1 日」を「6 月 1 日」と見なす。また、切替再交付する際には別表の規定にかかわらず再交付申請料は無料とする。</u></p>
---	--

別表（消費税は別途加算する）

<u>確認証明新規申請料</u> <u>色材 PL 登録申請料</u>	<u>1 件ごと：5,000 円</u>
<u>確認証明再交付申請料 1</u>	<u>1 件ごと：4,000 円</u> <u>（製品に関する審査がある場合）</u>
<u>確認証明再交付申請料 2</u>	<u>1 件ごと：2,200 円</u> <u>（会社名を変更したこと、交付規定第 9 条により譲渡したこと及び確認証明書を紛失・汚損・破損したことによる再交付申請で、製品に関する審査がない場合）</u>
<u>色材 PL 登録内容修正申請料</u>	<u>1 件ごと：4,000 円</u>
<u>確認証明継続登録料</u> <u>色材 PL 継続登録料</u>	<u>1 件ごと：4,000 円</u>